

## 花火大会検証会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、由良川（音無瀬橋）河畔において、夏季に開催される花火大会の運営や事故防止対策等の検証を行うため、「花火大会検証会議」（以下「検証会議」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 検証会議は、花火大会の運営や事故防止対策等の検証に関する事項等について協議し、その結果を市長に報告する。

### (組織)

第3条 検証会議は委員8人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者、専門的知識を有する者
- (2) 商業振興等に関わる者
- (3) 一般公募により選出されたもの
- (4) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。

- 2 委員に欠員を生じたときは、市長は速やかに新たに委員を委嘱し、又は任命する。

### (会長等の職務)

第6条 検証会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、検証会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 検証会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検証会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

い。

- 3 検証会議は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検証会議の庶務は、産業部商業観光課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、議長が検証会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月6日から施行する。

(召集の特例)

- 2 この要綱の施行後に最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定に関わらず市長が招集する。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、検証会議が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。